電気通信大学休学、復学、退学及び除籍に関する規程

制定 平成27年3月26日規程第53号 最終改正 令和5年3月27日規程第123号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則(以下「学則」という。)第20条、第22条、 第23条及び第24条に関する手続について定めるものとする。

(休学の願い出)

- 第2条 休学しようとする者は、休学しようとする期間の最初の月の前月の20日(傷病等やむを得ないと認められる事情がある場合を除く。)までに別記様式第1号により願い出なければならない。
- 2 前項の場合において、当該月の20日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律 に規定する祝日に当たるときは、その直近前の平日をもって期限とする。
- 3 第1項の場合において、休学しようとする期間が学期の途中である場合は、当該期間 が属する学期の授業料に関する手続きが未了となっているときは、願い出をすることが できない。

(休学の許可)

- 第3条 学長は、前条第1項の願い出を許可するときは、別記様式第2号により通知する。
- 2 前項の許可に係る決定は、当該学生の所属する学域又は研究科の長への回付を経た原議書の決裁によるものとする。
- 3 学長は、休学の事由その他の事項について必要と認める場合は、当該学生の所属する 学域又は研究科の教授会に審議を求めることができる。

(履修登録の取扱い)

第4条 授業の履修登録を行った者が、第2条第1項の願い出を行い許可されたときは、 当該休学期間の属する学期に係る履修登録は無効とする。

(復学の願い出)

第5条 休学期間中に当該休学の事由が消滅し、当初の休学期間満了前に復学しようとするときは、別記様式第3号により願い出るものとする。この場合において、休学事由の消滅に特段の注意を払う必要があると認める場合は、診断書その他必要な書類により、休学事由の消滅を明らかにしなければならない。

(復学の許可)

- 第6条 学長は、前条の願い出により復学を許可する。ただし、復学の許可に関して特段 の事情が存すると認めるときはこの限りでない。
- 2 前項ただし書の場合において、学長は、必要と認める場合は、第3条第3項の規定を 準用する。
- 3 第1項の許可に係る決定については、第3条第2項の規定を準用する。 (復学の届け出)
- 第7条 休学期間が満了し復学しようとする者は、別記様式第4号により届け出るものとする。この場合において、傷病を休学事由とするときは、診断書その他必要な書類によ

り、休学事由の消滅を明らかにしなければならない。

(学生の義務)

第8条 前条の届け出の遅滞は、授業料の納付その他学生が負うべき義務の発生を妨げない。

(休学継続の願い出)

第9条 休学期間の満了後に引き続き休学しようとするときは、学長が別に定める期日までに別記様式第1号により願い出なければならない。

(休学継続の許可)

- 第10条 学長は、前条の願い出を許可するときは、別記様式第2号により通知する。
- 2 前項の許可に係る決定については、第3条第2項の規定を準用する。
- 3 引き続き休学しようとする事由その他の事項について、学長が必要と認める場合は、 第3条第3項の規定を準用する。

(退学の願い出)

- 第11条 退学しようとする者は、退学しようとする日の10日前(傷病等やむを得ないと 認められる事情がある場合を除く。)までに別記様式第5号により願い出なければなら ない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の期日について準用する。
- 3 第1項の場合において、退学しようとする日が属する学期の授業料に関する手続きが 未了となっているときは、願い出をすることができない。

(退学の許可)

- 第12条 学長は、前条第1項の願い出を許可するときは、別記様式第6号により通知する。
- 2 前項の許可に係る決定については、第3条第2項の規定を準用する。
- 3 退学の事由その他の事項について、学長が必要と認める場合は、第3条第3項の規定 を準用する。

(除籍の手続)

- 第13条 学則第24条第1号、第5号及び第6号の規定による除籍の決定については、第3条第2項の規定を準用する。
- 2 学則第24条第1項第3号及び第4号の規定による除籍については、別に定める。
- 3 学長は、前2項により学籍を除いたときは、別記様式第7号により当該学生又は親族 等(連絡先として大学に登録されている者をいう。)に通知する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、休学、復学、退学及び除籍に関して必要な事項は、 別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第87号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前から本学に在籍する学生及びこれに準ずる学生については、この

規程の施行にかかわらず、改正後の別記各様式を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月28日規程第136号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日規程第52号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日規程第86号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日規程第123号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

休 学 願

願出 (元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(元号) 年度入学

学域・学部 学域・学部

類

類・学科・課程

学科 課程

学籍番号

氏名(※)

住 所 〒

電話番号

下記の事由により、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで休学したいので、許可をお願いします。

記

事 由

類長

所属長等 職名 (類長・学科主任・課程長) 学科主任 氏名(※)

課程長

学生支援担任·助言(指導)教員氏名(※)

事 由 内 容 ※別紙に記入してください。

- 備考 1. <u>所属長等、学生支援担任・助言教員(指導教員)の承認を必ず受けること。</u> 承認は、学生支援担任・助言教員→所属長等の順に得ること。
 - 2. 類が未決定の学生については、学生支援担任・助言教員(指導教員)の所属する類長の 承認を得ること。
 - 3. 健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書も併せて提出すること。
 - 4. 留学による休学の場合は、留学願も併せて提出すること。
 - 5. 氏名(※)は、署名(本人による自署)とし、署名できないときは記名押印すること。

事由内容(休学)

(この事由内容は学生支援担任・助言教員(指導教員)が記入してください)

学籍番号	面談日	(元号)	年	月	且
学生氏名	学生支援	担任・助言(打	旨導) 教員	氏名	
休学の事由					(署名又は記名押印)
 進路再考 □就職を予定している ○経済的な事情により就職を予定している。 除や奨学金等の制度があることを紹介す に、大学に残り学業を続ける方策を探った を得ない事情であると認める。 ○これまでの単位取得状況から卒業が困難 職を予定している。つまずいている原因を 今後の勉学方法について話し合い、大学に を続けることを勧めたが、就職を選ぼうと の意志を尊重する。 	るとや とや で見記 と を を を を を を を を を を と を で し た と き と き た る と き た く た く さ く さ く さ く さ く さ く さ く さ く さ く	留学期間 留学先 □語学研修が 留学期間 留学先 5.健康上の理	年 年 ³ 本人にとっ 年 年	三 月月 って有意義 三 三 月 月 日 日 日 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	きであると認める。 日~ 日 きであると認める。 日~ 日
○家庭の事情(家計を支える)により就職をいる。授業料免除や奨学金等の制度がある介するとともに、大学に残り学業を続けるったが、やむを得ない事情であると認める	ことを紹 方策を探	□医師の診 める。 6. その他	断書及び本	人の症状	からやむを得ないと認
○その他 □他大学等への入学を予定している ○第一志望の大学へ入学を予定している。本する分野は、本学でも充分学ぶことができら、本学に残り学業を続けることを勧めたの意志はやむを得ないと判断する。	ることか				
○本人の志望と本学での授業等が合わない 学等への入学を予定している。本人の志望 合わない原因を確認した。そして本人の志 すような履修方法等について話し合ったか 他大学入学の志望を尊重する。○その他	望を聞き、 記望を満た	7. その他(朱 ご記入くださV 		た内容や	P所見等がありましたら
□その他進路再考					
2. 経済的理由 □経済的な事情により休学を予定している。接 や奨学金等の制度があることを紹介すると 学に残り学業を続ける方策を探ったが、やむ 事情であると認める。	ともに、大				
3. 家庭の事情 □家庭の事情(家業を継ぐ、家族の介護)によ 予定している。大学に残り学業を続ける方策 が、やむを得ない事情であると認める。				 	

□その他

休 学 願

願出 (元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(元号) 年度入学

研 究 科 大学院 研究科

専 攻 専攻

課 程 博士 前期・後期 課程

学籍番号

氏名(※)

住 所 〒

電話番号

下記の事由により、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで 休学したいので、許可をお願いします。

記

事 由

専攻長氏名(※)

指導教員氏名(※)

備考 1. 専攻主任・指導教員の承認を必ず受けること。

承認は、指導教員→専攻長の順に得ること。

- 2. 健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書も併せて提出すること。
- 3. 留学による休学の場合は、留学願も併せて提出すること。
- 4. 氏名(※)は、署名(本人による自署)とし、署名できないときは記名押印すること。

休 学 許 可 書

(元号) 年度入学

学籍番号 第 号

氏 名

願いにより、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日まで 休学を許可する。

(元号) 年 月 日

電気通信大学長

別記様式第3号(第5条関係)

復 学 願

願出 (元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(元号) 年度入学

学域· 研 究 科

類 • 専 攻

学 籍 番 号

氏名(※)

住 所 〒

電話番号

休学事由の解消により(元号) 年 月 日から復学したいので、 許可をお願いします。

休 学 事 由

休学許可期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

類長

所属長等 職名 学科主任 氏名 (※) (類長・学科主任・課程長) 課程長

学生支援担任·助言(指導)教員 氏名(※)

- 備考 1. <u>所属長等、学生支援担任・助言(指導)教員の承認を必ず受けること。</u> 承認は、学生支援担任・助言(指導)教員→所属長等の順に得ること。
 - 2. 休学許可書を添付すること。
 - 3. 類が未決定の学生については、学生支援担任・助言教員(指導教員)の所属する類長の承認を得ること。
 - 4. 健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書も併せて提出すること。
 - 5. 氏名(※)は、署名(本人による自署)とし、署名できないときは記名押印すること。

復 学 届

届出 (元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

休学期間が満了し、休学事由が解消しましたので、お届けします。

(休学事由)

入学年度 (元号) 年度

学部 • 研究科

学 科 · 専 攻

学 籍 番 号

氏 名

住 所 〒

電 話 番 号

備考 1. 休学許可書を添付すること。

2. 健康上の理由による休学の場合は、医師の診断書も併せて提出すること。

別記様式第5号(第11条関係)

退 学 願

願出 (元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(元号) 年度入学

学域・学部 学域・学部

類

類・学科・課程

学科

課程

学籍番号

氏名(※)

住 所 〒

電話番号

下記の事由により、(元号) 年 月 日付けで退学したいので、 許可をお願いします。

記

事 由

類長

所属長等 職名 学科主任 氏名(※)

(類長・学科主任・課程長) 課程長

学生支援担任·助言(指導)教員氏名(※)

事 由 内 容 ※別紙に記入してください。

- 備考 1. <u>所属長等、学生支援担任・助言教員(指導教員)の承認を必ず受けること。</u> 承認は、学生支援担任・助言教員→所属長等の順に得ること。
 - 2. 事由の内容については、具体的に記入すること。
 - 3. 類が未決定の学生については、学生支援担任・助言教員(指導教員)の所属する類長の 承認を得ること。
 - 4. 氏名(※)は、署名(本人による自署)とし、署名できないときは記名押印すること。

事由内容(退学)

(この事由内容は学生支援担任・助言教員(指導教員)が記入してください)

学籍番号	(元号) 年 月 日				
学生氏名 学生支援担任・助言(指導)教員氏名					
退学の事由	(署名又は記名押印)				
 1. 進路変更 □就職 ○経済的な事情により就職を予定している。授業料免除や奨学金等の制度があることを紹介するとともに、一旦休学することを含め大学に残り学業を続ける方策を探ったが、やむを得ない事情であると認める。 ○これまでの単位取得状況から卒業が困難と見て就職を予定している。つまずいている原因を確認し、今後の勉学方法について話し合い、大学に残り学業を続けることを勧めたが、就職を選ぼうとする本人の意志を尊重する。 	4. 卒業の見込みなし □残された在学年数との関係で卒業が不可能となっている。今後の進路について話し合い、別の道へ進もうとする本人の意志を尊重する。 □これまでの単位取得状況を見て、このままでは卒業が非常に困難となっている。つまずいている原因を確認し、今後の勉学方法について話し合い、大学に残り学業を続ける方策を探ったが、別の道へ進もうとする本人の意志を尊重する。 □その他				
○家庭の事情(家計を支える)により就職を予定している。授業料免除や奨学金等の制度があることを紹介するとともに、一旦休学することを含め大学に残り学業を続ける方策を探ったが、やむを得ない事情であると認める。	5. 学習意欲喪失 □これまでの授業等への関心や理解度、クラブ活動等の大学生活の状況について聞いた。本人の意向を含め今後の勉学方法や大学生活について話し合い、大学に残り学業を続けることを勧めたが、別の道へ進もうとする本人の意志を尊重する。				
○その他□他大学入学(入学先)○第一志望の大学へ入学を予定している。本人の志望する分野は、本学でも充分学ぶことができることから、本学に残り学業を続けることを勧めたが、本人の意志はやむを得ないと判断する。○本人の志望と本学での授業等が合わないため他大	□その他 6. 仕事の都合(対象: Bコース、社会人入学者) □勤務先の都合により通学が困難となっている。状況がよくなるまでの間休学するなど、大学に残り学業を続けることを探ったが、やむを得ない事情であると認める。				
学等への入学を予定している。本人の志望を聞き、合わない原因を確認した。そして本人の志望を満たすような履修方法等について話し合ったが、本人の他大学入学の志望を尊重する。 ○その他 □その他進路再考	□その他 7. 健康上の理由 (病気、怪我等) □医師の診断書及び本人の症状から学業を続けることは困難であることから退学することを認める。				
2. 経済的理由 □経済的な事情により退学を予定している。授業料免除 や奨学金等の制度があることを紹介するとともに、一 旦休学することを含め大学に残り学業を続ける方策 を探ったが、やむを得ない事情であると認める。	8. その他(特に指導された内容や所見等がありましたらご記入ください)				
□その他 3. 家庭の事情 □家庭の事情(家業を継ぐ、家族の介護)により退学を予定している。一旦休学することを含め大学に残り学業を続ける方策を探ったが、やむを得ない事情であると認める。					
口その他					

別記様式第5号(第11条関係)

退 学 願

願出 (元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(元号) 年度入学

研 究 科 大学院 研究科

専 攻 専攻

課 程 博士 前期・後期 課程

学籍番号

氏名(※)

住 所 〒

電話番号

下記の事由により、(元号) 年 月 日付けで退学したいので、 許可をお願いします。

記

事 由

専攻長氏名(※)

指導教員氏名(※)

備考 1. 専攻主任・指導教員の承認を必ず受けること。

承認は、指導教員→専攻主任の順に得ること。

- 2. 事由の内容については、具体的に記入すること。
- 3. 氏名(※)は、署名(本人による自署)とし、署名できないときは記名押印すること。

退 学 許 可 書

(元号) 年度入学

学籍番号第号氏名

願いにより、(元号) 年 月 日付けで 退学を許可する。

(元号) 年 月 日

電気通信大学長

電 大 教 第 号

除 籍 通 知 書

(元号) 年度入学

学籍番号第号

氏 名

学 則 第 2 4 条 第 号 、 同 第 5 5 条 に よ り 、 (元号) 年 月 日 付 け で 除 籍 し た 。

(元号) 年 月 日

電気通信大学長